

実用新案法、意匠法、商標法における紛争処理制度の在り方

1. 実用新案法

(1) 権利の有効性に関する審判制度等の在り方

現状

実用新案制度については、平成5年法改正で審査主義から無審査主義に移行した際に、特許法のように付与前の異議申立制度を付与後の異議申立制度に移行せずに異議申立制度を廃止した。したがって、無効審判制度のみが、瑕疵ある実用新案権を無効にすることのできる制度となった。

検討の方向性

以上のように、特許法においては異議申立制度と無効審判制度が並存しているのに対し、実用新案法においては、無効審判制度しか存在しない。このことを前提として、実用新案法における無効審判制度の改正の必要性があるか否かを検討する。

(ア) 請求人適格

実用新案法の無効審判制度においても、特許法の無効審判制度と同様に、請求人適格を利害関係人に限定している。

(注) 実用新案法における無効審判制度の請求人適格については、特許法の無効審判制度と同様に民事訴訟法における「利益なければ訴権なし」の原則が適用されるものとして運用されている。

本小委員会で既に検討したように、特許法における新無効審判制度の請求人適格は何人にも認めることが適切であると考えられる。その主な理由は、() 異議申立制度の機能やニーズを新無効審判制度で包摂すべきこと、さらに、() もともと特許権は万人に対して対世的に効力が及ぶものであるから、広く何人にも請求人適格を認めることが適切であること、の2つの理由に基づく。このうち、() は、もともと異議申立制度を有しない実用新案制度には該当しないが、() については、以下の理由から実用新案制度にも該当する。

実用新案権も、特許権と同様に広く万人に対して対世的に効力が及ぶ権利であり、もともと権利が付与されるべきでなかった考案に対して付与された実用新案権が無効とされた場合には、その効果は万人の利益になる。したがって、何人でも無効審判を請求することができることは、公衆の利益に資することにもなるといえる。このように考えると、実用新案法の無効審判制度においても、請求人適格を何人もとすよう改正することが適切ではないか。

なお、日本と同様に、審査主義の特許制度と無審査主義の実用新案制度とを有するドイツにおいても、両制度の無効審判において請求人適格を何人もとしている。この背景には、() 対世的効力を有する特許についての無効手続の請

求人適格を限定することは適切でないこと、() 实用新案法については、この点に加えて、無審査主義を採用することから、できるだけ第三者がその有効性を争い易くすることが適当との考慮があることが指摘されている。

(イ) 権利帰属に関する無効理由

特許法における新無効審判制度の無効理由は、現行の無効審判制度と同様に、公益的理由に加え、冒認、共同出願違反の権利帰属、さらには後発的な事由に関する理由も含むものとしつつも、権利帰属に関する無効理由については利害関係人へのみ請求人適格を認めることが適切であると考えられる。これは、権利帰属に関する無効理由は、公益的観点よりもむしろ専ら当事者間の紛争解決のためのものであり、民事訴訟の概念が妥当することから、請求人適格は利害関係人に限ることが適切であるとの考えに基づく。

現行の实用新案法における無効理由においても、権利帰属に関する無効理由については、特許法の無効理由と同じ性質を有することから、实用新案法における無効審判制度の無効理由のうち、冒認、共同出願違反の権利帰属に関する無効理由については、利害関係人に限り請求人適格を認めることが適切ではないか。

(ウ) その他の要件

特許法における新無効審判制度のその他の要件として、請求時期、審理構造、審決取消訴訟の当事者等があるが、これらについては、現行の無効審判制度と同様とすることが適切であると考えられる。

实用新案法における無効審判制度においても、特許法と比して相違を設ける何ら特別な理由はないことから、これらの要件については同様とすることが適切ではないか。

实用新案法における新無効審判の基本骨格

請求人適格	何人も（一部については利害関係を要求）
請求時期	いつでも
請求理由	公益的理由 + 権利帰属等
審理構造	特許権者と無効審判請求人の対立構造 （当事者系構造 + 職権探知主義）
審決取消訴訟	審決に対し両当事者が原告あるいは被告となる当事者対立構造

(2) 無効審判制度における審決取消訴訟の在り方

審決取消訴訟における特許庁の関与

实用新案法における無効審判の審決取消訴訟も、特許法における無効審判の審決取消訴訟と同様に、権利者と審判請求人の両当事者が訴訟当事者となり、特許庁は訴訟に関与しない構造を採用していることから、特許における審決取消訴訟と同様の問題を内在している。そこで、实用新案法においても、無効審判の審決取消訴訟に特許庁が関与するための求意見・意見陳述制度を導入する

ことが適切ではないか。

審決取消訴訟中の訂正に起因するキャッチボール現象

実用新案法における訂正については、請求項の削除のみが可能であることから審決取消訴訟中の訂正に起因するキャッチボール現象は生じない。したがって、特段の手当は不要である。

(3) 侵害訴訟と審判との間の連絡体制の充実

侵害訴訟と審判の関係について、実用新案法では必要的中止規定により訴訟と審判と進行調整が図られている。しかし、この場合でも、訴訟と審判で当事者の主張が食い違うなど特許法と同様の問題が生じ得る。これらを考慮すると、実用新案法においても、特許法と同様に侵害訴訟と審判との間の連携体制の充実について検討を進めることが適切ではないか。

(4) 判定制度の在り方

実用新案権における判定請求件数は、特許権のそれと同様に数年前から増加している。特許法について指摘される問題点は、実用新案法についても同様であり、また、裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化策等の要請についても特許法と同様の要請があることから、実用新案法についても特許法と同様にADR全体の在り方についての議論の推移を踏まえつつ、さらに検討することが必要である。

2. 意匠法

(1) 権利の有効性に関する審判制度等の在り方

現状

意匠制度においては、意匠権の有効性を争う制度として、異議申立制度はなく、無効審判制度があるのみである。この背景には、意匠制度ではそもそも付与前の異議申立制度を有しなかったため、特許法及び商標法において付与前異議申立制度から付与後異議申立制度への移行がなされた際も、付与後異議申立制度の導入について特段の議論がなされなかったという事情がある。

(注1) 意匠制度において権利付与以前の異議申立制度が採用されていなかった理由は、権利付与前の異議申立制度によって意匠登録の信頼性を高める以上に、権利付与前に出願意匠が公衆に開示されることによって生じる模倣品の製造・市場投入を回避する方が重要であること、特に短ライフサイクルの保護対象が多い意匠制度では、権利設定までの期間を短くすることが、社会的に強く要請されてきたため、権利付与までの期間を遅延させる付与前異議申立制度を採用することが適切でないこと等である。

このように、意匠制度では、意匠権の有効性を争う手続として、異議申立制度はなく無効審判制度があるのみである。

検討の方向性

以上のように、特許法においては異議申立制度と無効審判制度が並存しているのに対し、意匠法においては、無効審判制度しか存在しない。このことを前提として、意匠法における無効審判制度の改正の必要性があるか否かを検討する。

(ア)請求人適格

意匠法の無効審判制度における請求人適格も、特許法の無効審判制度と同様、利害関係人とされている。

既に本小委員会で検討したように、特許法における新無効審判制度の請求人適格は何人にも認めることが適切であると考えられる。その主な理由のうち、()異議申立制度の機能やニーズを新無効審判制度で包摂すべきことについては、もともと異議申立制度を有しない意匠制度には該当しないが、()もともと特許権は万人に対して対世的に効力が及ぶものであることについては、意匠制度にも該当する。

意匠権も、特許権と同様に広く万人に対して対世的に効力が及ぶ権利であり、そもそも権利を付与してはならない意匠に対して付与された意匠権が取り消された場合には、その効果は万人の利益になる。したがって、何人でも無効審判を請求することができることは、公衆の利益に資することにもなるといえる。

また、知的財産権が経営資源の重要な要素となってきた現在、無効原因を内包した権利の存続を許すことは、デザインの重要性を考えれば、技術発明と同様に意匠権の場合も広く社会に影響を及ぼすものであり、瑕疵ある意匠権はより適正に排除されるべきであるため、現行の無効審判制度よりも請求人適格を広げ、何人でも請求することができることにすることが適切であると考えられる。

したがって、意匠法の無効審判制度においても、請求人適格を何人もとすよう改正することが適切ではないか。

(イ)権利帰属に関する無効理由

現行の意匠法における無効理由においても、権利帰属に関する理由については、特許法のそれと同じ性質を持つものである。

したがって、意匠法における無効審判制度の無効理由のうち、冒認、共同出願違反の権利帰属に関する理由についても、何人にも請求人適格を認めることよりも利害関係人に限り請求人適格を認めることが適切ではないか。

(ウ)その他の要件

意匠法における無効審判制度の請求時期、審理構造、審決取消訴訟の当事者

の各要件についても、特許法と比して相違を設ける何ら特別な理由はないことから、これらの要件については同様とすることが適切ではないか。

意匠法における新無効審判の基本骨格

請求人適格	何人も（一部については利害関係を要求）
請求時期	いつでも
請求理由	公益的理由 + 権利帰属等
審理構造	特許権者と無効審判請求人の対立構造 （当事者系構造 + 職権探知主義）
審決取消訴訟	審決に対し両当事者が原告あるいは被告となる当事者対立構造

（２）無効審判制度における審決取消訴訟の在り方

審決取消訴訟における特許庁の関与

意匠法における無効審判の審決取消訴訟も、特許法における無効審判の審決取消訴訟と同様に、権利者と審判請求人の両当事者が訴訟当事者となり、特許庁は訴訟に関与しない構造を採用していることから、特許法における審決取消訴訟と同様の問題を内在している。これを考慮すると、意匠法においても、無効審判の審決取消訴訟に特許庁が関与するための求意見・意見陳述制度を導入することが適切ではないか。

審決取消訴訟中の訂正に起因するキャッチボール現象

意匠法においては訂正制度を有さないことから、特許法のように審決取消訴訟中の訂正に起因するキャッチボール現象は生じない。したがって、特段の手当は不要である。

（３）侵害訴訟と審判との間の連絡体制の充実

侵害訴訟と審判の関係についても、特許法と同様の問題が意匠法においても生じ得ることから、特許法と同様に侵害訴訟と審判との間の連携体制の充実について検討を進めることが適切ではないか。

（４）判定制度の在り方

意匠法における判定請求件数は、特許権のそれと同様に数年前から増加している。特許法について指摘される問題点は、意匠法についても同様であり、また、裁判外紛争処理（ADR）機関の機能強化・活性化策等の要請についても特許法と同様の要請があることから、意匠法についても特許法と同様に、ADR全体の在り方についての議論の推移を踏まえつつ、さらに検討することが必要である。

3. 商標法

(1) 権利の有効性に関する審判制度等の在り方

現状

商標法における異議申立制度は、特許法と同様に大正 10 年法において採用され、現行法においても引き継がれてきた。平成 6 年法改正によって特許法における付与前の異議申立制度が付与後の異議申立制度に移行したことと同様の改正は商標法については平成 8 年に行われてきた。改正時期が遅れた理由は、平成 6 年当時、商標法条約への対応を中心とした商標制度全般にわたる検討がすでに開始されており、異議申立制度についてもそれらと一緒に検討がなされたことによる。これにより、商標権設定後に権利の有効性について特許庁が判断する制度として、異議申立制度及び無効審判制度が併存することとなっている。

付与後異議申立制度導入後の異議申立て及び無効審判の請求をみると、近年は両方とも減少傾向にある。

(注 1) 商標権についての異議申立件数は、1998 年の 2,621 件をピークに減少傾向であり、2001 年では 1,037 件となっている。これは、平成 8 年法改正によって導入された一出願多区分出願等の影響もあると考えられる。一方、無効審判請求についても、1999 年の 388 件をピークに減少傾向であり、2001 年では 205 件となっている。

検討の方向性

商標法は、異議申立制度と無効審判制度の両制度を有する点においては特許法と同様である。

特許法における現行の異議申立制度及び無効審判制度については、()異議申立人は異議申立ての対して、より積極的な関与を求める要請が強いこと、また、()特許権の無効を求める者は、異議申立ての後に無効審判を請求する傾向が見られ、この結果、特許庁において同一当事者による特許の見直し手続が繰り返し行われることになり紛争全体の最終的な解決が長期化する一因になっている等の問題点が指摘されている。

これらの問題点を商標法について見てみると、ユーザからは、これまでのところ、異議申立人の審理への積極的関与を求める要請は特には寄せられておらず、また、商標権の無効を求める者が異議申立て後に無効審判を請求する重複事例はある程度存在するものの、このことが紛争解決の長期化をもたらす著しい問題であるという指摘は少ない。

(注 1) 「日本弁理士会」「日本商標協会」「日本知的財産協会」へのアンケート(平成 14 年 2 月実施)の結果は以下のようなものとなっている。

- (1) 異議申立期間の 2 ヶ月は適当である :75% (回答者総数 :75)
- (2) 異議申立てと無効審判を同時に行うことはない :97% (回答者総数 :66)
- (3) 異議申立ては、無効審判と比較して、()利用しやすい :44%、()手数料が安い :57%、()何人でも請求できる :52%、等のメリットはある。(回答者総数 :75、複数回答)

また、商標法は商標の誤認混同を避けることにより需要者の利益の保護を図ることを主目的の一つとするため、瑕疵ある商標権は、簡便な異議申立制度によって、できるだけ早期に取消されることが望ましいとの要請がある（そのため、特許法の異議申立期間 6 ヶ月に比して商標法の異議申立期間は 2 ヶ月と極めて短期間とされている。）

さらに、保護対象の内容と取消・無効原因となる証拠等の内容の観点からみても、当事者対立構造の無効審判でなく査定系構造の異議申立てによって十全に審理することが可能な場合も多い。

以上のように、()これまでのところ、商標法の異議申立制度及び無効審判制度については、上述の特許法で指摘されているような両制度の問題点が顕在化しているとは言えないこと、()商標法と特許法とでは異議申立制度の位置付けやニーズが異なっていること等を前提とすれば、商標法における異議申立制度と無効審判制度の在り方の検討にあたっては、これらの要素を慎重に検討することが必要と考えられる。したがって、商標法における異議申立制度と無効審判制度との整理統合については、ニーズの見極め等を行いつつ慎重に検討を進めていくことが適切ではないか。

(2) 新無効審判制度における審決取消訴訟の在り方

審決取消訴訟における特許庁の関与

商標法においても、無効審判の審決取消訴訟では権利者と審判請求人の両当事者が訴訟当事者となり、特許庁は訴訟に関与しない構造を採用していることから、特許法と同様に商標法においても、無効審判の審決取消訴訟に特許庁が関与するための求意見・意見陳述制度を導入することが適切ではないか。

審決取消訴訟中の訂正に起因するキャッチボール現象

商標法においては、権利付与後の訂正制度がないことから、訂正に起因するキャッチボール現象は生じない。したがって、特段の手当は不要である。

(3) 侵害訴訟と審判との間の連絡体制の充実

侵害訴訟と審判の関係についても、特許法と同様の問題が商標法においても生じ得ることから、特許法と同様に侵害訴訟と審判との間の連携体制の充実について検討を進めることが適切ではないか。

(4) 判定制度の在り方

商標法における判定請求件数は、特許権のそれと同様の傾向であり、特許法について指摘される問題点は、商標法についても同様であり、また、裁判外紛争処理 (ADR) 機関の機能強化・活性化策等の要請についても特許法と同様の要請があることから、商標法についても特許法と同様に、ADR 全体の在り方についての議論の推移を踏まえつつ、さらに検討することが必要である。